

松花堂弁当作り(八幡小)

| 31水 | 30火 | 29月 | 28日 | 27土 | 26金 | 25木 | 24水 | 23火 | 22月 | 21日 | 20土 | 19金 | 18木 | 17水 | 16火 | 15月 | 14日 | 13土 | 12金 | 11木 | 10水 | 9火 | 8月 | 7日 | 6土 | 5金 | 4木 | 3水 | 2火 | 1月 | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------|-----|-----|-------------------------------|-----|-----|-----|-----------------------------|-----|-----------------------------|--|---|--|---|--------------------------------------|-----|---|-----|-----|-----|-----|----|--|----|----|----|----|---|----|----|--|--|--|--|--|
| 多重債務法律相談(予約制)〈生活情報センター〉13時~16時 | 人権相談(八幡人権・交流センター)13時~16時 | | | 年金相談(予約制)〈文化センター2階会議室〉10時~16時 | | | | 普通救命講習会〈消防本部〉9時~12時 振替休日 | | 春分の日 普通救命講習会〈消防本部〉9時~12時 | 乙訓・八幡歴史ウォーク〈ささなみ公園ほか〉9時30分 みんなで創る福祉のつどい 〈市役所前広場および周辺〉10時~15時 | 行政相談 〈市役所1階税務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) 〈文化センター2階会議室〉10時~12時・13時~16時 | 家族介護者教室と交流会 〈四季彩館〉10時~14時、12時30分~16時30分 「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階税務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) | 団塊の世代地域テレビ相談窓口 〈生涯学習センター〉10時~12時 ふれあい福祉相談(出張相談)〈八寿園〉10時~14時 多重債務法律相談(予約制)〈生活情報センター〉13時~16時 | 弁護士相談(予約は9日) 〈生活情報センター〉13時15分~16時 | | 図書館の雑誌リユース(再利用)市(27日) 〈男山市民図書館(27日は八幡市民図書館)〉13時30分~15時 | | | | | | 人権相談(八幡人権・交流センター)13時~16時 「ねんきん定期便・特別便」等相談会 〈市役所1階税務相談室〉9時~17時(12時~13時除く) | | | | | 八幡人権・交流センターまつり 〈八幡人権・交流センター大ホール〉10時~15時 人権教育学習講座〈松花堂美術館講習室〉14時~15時30分 | | | | | | 弁護士相談(予約は2月23日) 〈文化センター2階会議室〉13時15分~16時 障がい児者相談(視覚、知的障がい) 〈生涯学習センター〉13時~15時 多重債務法律相談(予約制)〈生活情報センター〉13時~16時 | 介護予防のための元氣講座 〈文化センター3階講習室4および5〉13時40分~16時 |

3月のカレンダー(予定)

| | | | | |
|-------------|---|--|--------------------------|--|
| 今月の 主な内容 | 次世代育成支援行動計画(素案)に意見を募集 2面 第二京阪道路全線開通・美濃山で青銅鏡出土 3面 | 国民健康保険証の更新 税特集(確定申告・盗難にあったら警察に) 5面 情報ひろば・あなたも一言 6・7面 子育て・相談・生活・図書館 8・9面 | 4面 5面 6・7面 8・9面 | 健康診査・新型インフルエンザ・国民年金ほか 10・11面 まちの話題(豆まき・八幡宮で消防訓練・茶香服・鈴木彩乃さん) 12面 |
|-------------|---|--|--------------------------|--|

子どもを生み育てやすい社会へ

行動計画(素案)に意見を

市は、「八幡市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の素案について、意見・提案を募集します。安心して子育てができる社会の実現に向けて、あなたの意見をお聞かせください。

次世代育成支援行動計画は、将来の八幡市を担うすべての子どもたちが、健康やかに生まれ、育成されるよう、家庭、学校、地域社会、関係団体、機関等と連携し、

子どもを生み育てやすい豊かな地域社会の実現をめざしています。

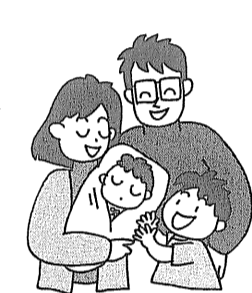
計画期間は、平成17年度からの5年間を前期計画とし、今回策定する平成22年度から5年間を後期計画としています。

計画書は資料編を含めて6章で構成。基本理念は「子どもが親が、地域が、育ち輝く まちづくり」とし、3つの基本目標と6つの基本施策を定め、市の現

状と課題、子育て支援策の方向などを示しています。

①子どもが豊かに育つ環境づくり②共に育ちあう喜びが実感できる環境づくり③地域で子育てを支えあう環境づくり

①保育環境の充実②子どもと母親の健康の確保及び増進③支援を必要とする子ど



意見・提案の募集

後期計画の素案は、子育て支援課および公立保育園・幼稚園、児童センター、子育て支援センター等にあり、自由に閲覧ください。またホームページに掲載しています。

募集期間 3月1日(月)～10日(水) 必着

募集対象 市内在住、在勤、在学の人

提出方法 子育て支援課「次世代育成支援行動計画」まで、①郵送〒614-8501(住所記載不要)

②ファックス(981-9190)③市ホームページからメール④子育て支援課(市役所2階)へ持参

その他 個々の意見等に対しては直接、回答はできませんので、ご了承ください。なお意見等を公表する場合は、意見の内容以外を公表しません。

お問い合わせ 子育て支援課

お問い合わせ 子育て支援課

市営駐車場を休業

3月1日から5日

京阪八幡市駅北側の市営駐車場を3月1日午前9時から5日午後6時まで休業します。

市は、御幸橋付け替え工事に係る、市道科手土井線の拡幅工事を3月中旬から予定しており、これに伴う市営駐車場の出口の移設工事を行うためです。

期間中、大変ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。

◆問い合わせ 商工観光課

表彰

交安協の巖さんが
交通安全表彰章を受章

八幡交通安全協会会長の巖光さん(八幡河原崎)が1月19日、財団法人日本交通安全協会の交通安全表彰章として最高位の緑十字金章を受章されました。

総務大臣表彰
明るい選挙推進協

八幡市明るい選挙推進協議会(14人)が1月25日、第45回衆議院議員総選挙に係る総務大臣表彰を受賞。京都府山城広域振興局から2月3日、表彰状が伝達されました。

わたる交通安全活動とその功績が認められました。

現代の名工

塗装の荒木さん
建築塗装の荒木俊成さん(八幡山田)が1月29日、「京都府の現代の名工」として府優秀技能者表彰を受賞しました。

荒木さんは木目や石目の疑似仕上げ「テコラタイプペイント」(塗装技法)を施工できる業界の第一人者です。

優良団体表彰

市体育指導委員会(24人)が2月5日、平成21年度中ブロック体育指導員連絡

公共施設はネットで予約

空き情報の閲覧できます

インターネットに接続できるパソコンを使って、市内公共施設の予約や空き情報の閲覧ができます。利用方法は市ホームページのトップにある「施設予約・空き情報」のボタンをクリック。後は画面案内に従って利用ください。

予約できる施設 公園施設事業団の管理する施設(市民スポーツ公園のグラウンドとテニスコート、市民体育館、かわきた自然運動公園、馬場市民公園、川口市民公園)ほか

空き情報を閲覧できる施設 生涯学習センター、各公民館、各コミュニティセンター、市民交流センター、

空き情報を閲覧できる施設 生涯学習センター、各公民館、各コミュニティセンター、市民交流センター、



システムの変更

公共施設案内予約システムは、3月1日から京都府および市町村で共同開発したシステムに変更します。また公園施設事業団が管理する施設は、メンテナンスのため4月1日から公開となります。

◆施設の予約方法等、不明な点は施設を管理する課または施設等に問い合わせください。

おわび

市が消防車などの高額な備品等を購入する際に必要な議会への提案もれがありました。また1月に送付した市税の口座振替領収済通知書の一部に記載もれや同じ通知書を2通送付するなどの誤りがありました。

今後、このようなことが無いようチェック体制の強化に努めます。市民、市議会の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしました。深くおわびします。

八幡市長 明田 功

| 消防本部 ☎981-4119 | |
|----------------|-----------|
| 平成22年1月 | 昨年同月計 |
| 火災出動 | 3件 4件 |
| 火災以外の出動 | 13件 17件 |
| 救急出動 | 272件 319件 |
| 搬送人員 | 246人 290人 |

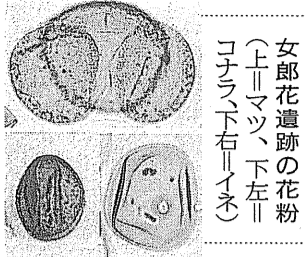
協議会優良団体表彰を受賞しました。

市教委から委嘱された体育指導委員は、地域スポーツの振興を目的に、スポーツ大会の運営やニュースポーツの紹介、実技指導・助言などを行っています。

やわた考古録

〈18〉

遺跡から知る昔の環境 —女郎花遺跡の古代花粉の分析—



女郎花遺跡の花粉
(上)マツ、下左
コナラ、下右イネ

これまで遺跡からわかった八幡の歴史について紹介してきましたが、発掘調査でわかるのは土器や柱の跡ばかりではありません。何百年も前に堆積した土の中に眠っている植物の花粉を分析すれば、当時の自然環境がわかります。

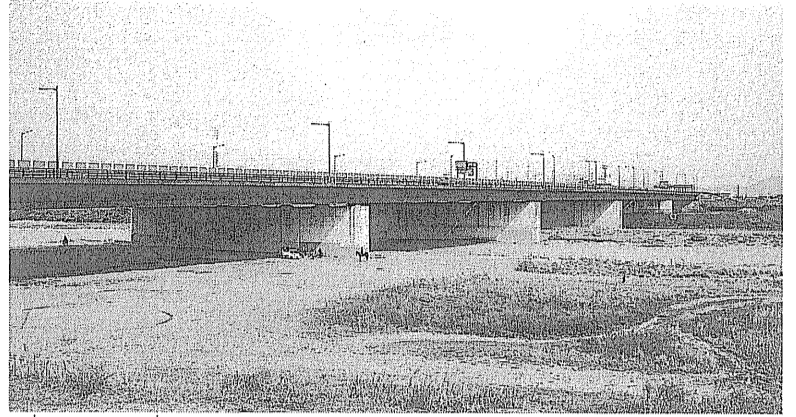
松花堂庭園から少し西へ上がった女郎花遺跡の調査で、平安時代から鎌倉時代(約800年前)の段々畑やため池と考えられる跡が見つかりました。確認のために花粉分析を行ったところ、ため池跡から採取した平安時代の土から、コナラ・ブナ・カシなどの花粉が見つかりました。これらは1次林といわれる本来その土地に適合して生えていた植物です。それが鎌倉時代の地層には、マツの花粉が多くを占めていました。

マツが生えるのは、人が田畑や家を造るために、1次林を伐採したことが原因と考えられ、男山東麓の森は、平安時代の終わりから人の手による本格的な開発が行われたということがわかったのです。また、ため池跡の平安時代の地層にはイネやソバも見られ、この辺りでは早い時期から水田や畑があったことも判明しました。

遺跡の調査は、地質や植物など何でも研究対象になります。すべてを総合して、八幡の地域史を組み立てていくのです。

「やわた考古録」は今回で連載を終了します。1年半の間、ありがとうございました。
◇ふるさと学習館 ☎972-2580◇

第二京阪道路 20日から全線開通



一般部の木津川渡河部(新木津川大橋)

新木津川大橋も 13日から通行可能に

第二京阪道路の枚方東IC(インターチェンジ)から門真JCT(ジャンクション)間が3月20日、開通します。また京都府域で唯一未開通区間だった、一般部の木津川渡河部(新木津川大橋)が、3月13日午後3時から開通します。

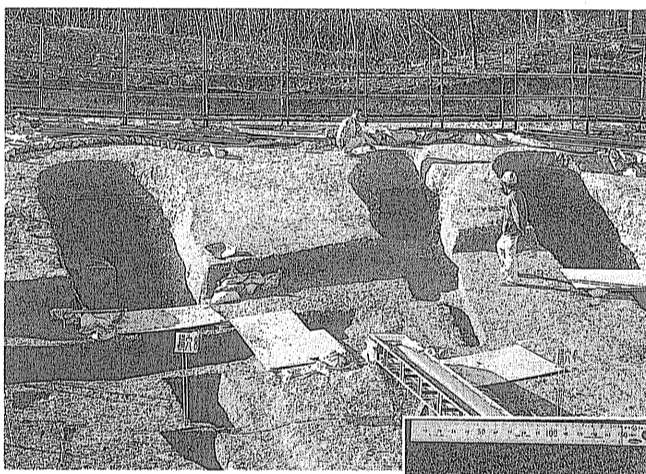
第二京阪道路は、京都と

大阪を結ぶ延長約28・3kmの道路です。6車線の自動車専用道路と2・4車線の一般道路からなる国道1号のバイパスで、植栽帯や自転車歩行者道等からなる幅員約20mの環境施設帯を設

置した、環境や景観に配慮した道路です。京滋バイパスと近畿自動車道をつなぎ、八幡市内から新設される京田辺松井ICを利用することで、大阪方面へのアクセスが格段に向上します。また慢性的な国道1号の渋滞緩和が期待されます。

◆問い合わせ まちづくり推進課

美濃山荒坂の横穴群 青銅鏡などが出土



写真中央の横穴から青銅鏡が出土

京都府埋蔵文化財調査研究センターが1月27日、美濃山荒坂の女谷・荒坂横穴群で新たに横穴8基を発見

し、副葬品の土器や青銅鏡なども見つかったと発表しました。調査地は、市南部の京田



花などが刻まれた青銅鏡(上)と耳飾り

辺市との境界に近い丘陵地です。第二京阪道路の建設に伴い調査されています。周辺には多くの横穴があり、女谷・荒坂横穴群と呼ばれています。今回の調査で見つかった横穴は東西方向に延びる谷の北側斜面に密集して造られ、南東方向に開口しています。大きなもので、横

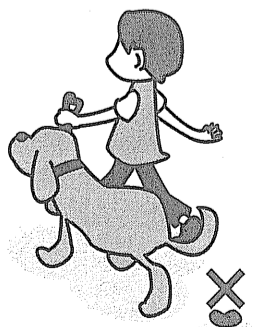
○質問 公園に犬や猫のふんがよく放置されている。飼い主への啓発の強化をしてほしい。
◎回答 飼い犬を散歩させる際、残念ながらマナーを守らない飼い主さんがおられます。市も苦慮しているところです。府の「動物の飼養管理と愛護に関する条例」や市の「美しいまちづくりに関する条例」で公園を汚さない、ペットのふんは適正に処理しなければならないと規定していますが、ご理解いただけないようです。これからも美しいまちづくりにご協

やわた ご意見たまたま箱から

◆問い合わせ 秘書広報課

力いただけるよう啓発に努めます。また悪質な場合は、条例に基づき対処します。

◇これからお気づきの点がございましたら、ご意見をよろしくお願ひします。



穴の入り口から奥壁まで約15mあります。横穴から須恵器、耳飾り、やじりなどが見つかりました。また土器とともに8つの花弁をかたどりの、鳥、雲などが刻まれた青銅の「瑞雲双鸞鏡」が出土しました。横穴は出土品などから、

6世紀末から7世紀初頭(古墳時代後期から飛鳥時代)に造られたと考えられます。女谷・荒坂横穴群の周辺には、美濃山横穴群や狐谷横穴群などがあり、これらを含めると府内最大の横穴群となります。

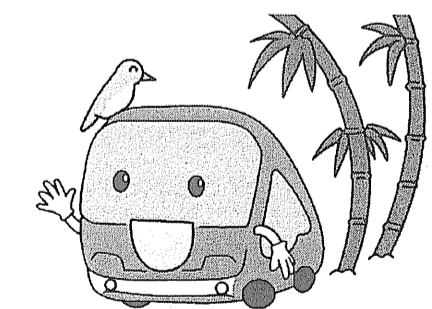
◆問い合わせ 社会教育課

市営南ヶ丘浴場 休業日等を変更

市営南ヶ丘浴場(八幡長田)の月2回の休業日(第2・第4日曜日)を4月1日から、毎週一回、日曜日

に変更しました。休業日は利用者へのアンケート調査等により決定しました。詳細は、浴場の入口に掲示しています。

また65歳以上の高齢者を対象とした浴場利用料(100円)の減免制度を廃止し、障がい者に対する減免



お出かけには コミバスを ご利用ください

今年1月末日までの利用者が誕生して、満5歳になり

総数は35万人を超えました。1便当たりの利用者数も、10人を超えるようになりました。

◆問い合わせ 管理・交通課

春が近づき、大空にひばりの鳴き声が聞かれ、気軽に外出のできる季節となりました。コミバスを利用して、松花堂庭園・美術館や四季彩館、市民体育館、流れ橋へご家族で出かけてみませんか。

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険証の更新

八幡市国民健康保険証を4月、新しい保険証に更新します。保険料を納期内に納付いただいている人には、3月初旬に簡易書留で郵送します。なお留守等で不在の場合は、国保医療課まで問い合わせください。

※旧保険証は、4月1日以降、市役所へお越しの際に国保医療課へ返還してください。

納付相談を行います

保険料の滞納がある人には、納付相談の案内をしています。経済的な理由等については、お聞かせください。



ただき、分割での納付等のお約束をいただければ、保険証を交付させていただきますので、3月中旬に保険料収納課まで、お越しください。

| 国民健康保険高齢受給者証 | |
|-------------------|--------------------|
| 交付年月日 ○年○月○日 | |
| 記号 | 番15 番号 ○○○○○○ |
| 世帯主 | 住所 八幡市八幡園内75 |
| 氏名 | 八幡国保太郎 性別 |
| 氏名 | 八幡国保太郎 性別 |
| 生年月日 | 昭和○年○月○日 |
| 一部負担金の割合 | ○割 |
| 発効期日 | ○年○月○日 |
| 有効期限 | ○年○月○日 |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 八幡市 京都府八幡市八幡園内75番地 |

| 国民健康保険被保険者証 | |
|----------------|---------------|
| 有効期限 | 平成○○年○月○日 |
| 記号 | 番15 番号 ○○○○○○ |
| 世帯主 | 住所 八幡市八幡園内75 |
| 氏名 | 八幡国保太郎 |
| ※ | 一部負担金の割合 |
| 2601117 | 一部自己負担 |
| 京都府八幡市八幡園内75番地 | 八幡市役所 |
| 交付年月日 | 平成○○年○月○日 |

※国民健康保険被保険者証はクリーム色(一般)とうぐいす色(退職)、国民健康保険高齢受給者証は白色です。

保険料を納付されないと

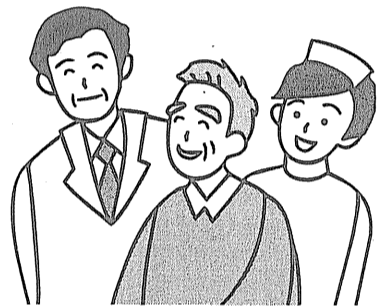
保険料を納付されないと、有効期限を3カ月や6カ月短縮した保険証(短期証)を交付することになり、有効期限ごとに保険証の切り替えのため、市役所にお越しいただくこととなります。

一年以上納付されないと

保険料の各納期限から1年を過ぎて、十分な理由もなく保険料の納付がない場合、保険証を返還していただき、被保険者資格証明書

高齢受給者証の送付をします

国民健康保険(国保)に加入している70歳以上の加入者、新しい高齢受給者証を



お送りします。

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、平成22年3月31日までです。4月1日以降は、3月中旬に送付する高齢受給者証をご使用ください。

70歳以上の人は、医療機関で受診される場合、保険証の他に高齢受給者証の提示が必要で、高齢受給者証には、所得に応じて1割または3割の負担割合が記載されています。負担割合は、前年中の所得を基準に7月下旬に判定を行いますので、郵送する高齢受給者証の有効期限は、平成22年7月31日までとしています。なお今年、75歳に到達される人については、有効期限を75歳の誕生日の前日としています。

資格証明書の交付を受けると、病院等医療機関の窓口では、医療費の全額を負担していただき、後日、国民健康保険の負担分の支給申請をしていただくこととなります。また、その支給額から滞納となっている保険料を充当したり、保険医療を受けることを停止されたりすることもあります。

固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家の固定資産税額の3分の1相当額を減額します。

- 【減額される要件】
- ▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
- ▽平成22年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④までの工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の

【手続き】 改修工事完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付申請してください。

※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。熱損失防止改修とバリアフリー改修を同時に実施し、その改修が減額の要件に適合する場合、両制度とも軽減が受けられます(それぞれの申請が必要)。

◆問い合わせ 資産税課

委員を募集します

市行財政 検討審議会

市は、行財政改革に広く市民のみなさんの意見をお聞きし、市民との協働による簡素で効率的・効果的な財政運営を進めるため、「八幡市行財政検討審議会」の市民委員を募集します。

市北部の三川合流周辺

都計緑地・道路の変更

府はこのほど、市の北部広域交流拠点である三川合流周辺の綴喜都市計画緑地(淀川河川公園)と綴喜都市計画道路等(御幸橋関連道路)の都市計画変更を行

いました。緑地の変更は、上流域に約34ha拡大してより一層魅力ある公園づくりを進めていくものです。道路は緑地の区域を変更するにあつ

て都市計画道路と土地利用の調整を図る必要が生じ、合理的な土地利用を図るために変更されました。

- ▽緑地 綴喜都市計画緑地1号八幡緑地(面積の拡大)
- ▽道路 3・5・21号八幡橋本線(法線の変更)、3・5・101号御幸橋千束線(起点位置の変更)
- ◆問い合わせ 計画・公園課、まちづくり推進課

求職の相談はこちらへ

| | | | |
|----------|--------------------------|--------------|--|
| ハローワーク伏見 | 京都市伏見区風呂屋町232 | 075(602)8609 | 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前10時～午後5時 |
| ハローワーク枚方 | 枚方市大垣内町2-9-21 | 072(841)3363 | 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 |
| 京都ジョブパーク | 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階 | 075(682)8915 | 月曜日～土曜日 午前9時～午後7時 ※土曜日は午後5時まで |

市文化センター申告会場

| 月 | 日 | 曜日 | 申告の種類 | 対応者 |
|----|----|----|--|-----|
| 3月 | 1 | 月 | 公的年金所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税)申告 | 市職員 |
| | 2 | 火 | | |
| | 3 | 水 | | |
| | 4 | 木 | | |
| | 5 | 金 | | |
| | 8 | 月 | 土曜日と日曜日は受け付けを行っていません。 相談時間は午前9時30分～午後4時。混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。また、昼食時間帯は休憩させていただきますのであらかじめご了承ください。 | |
| | 9 | 火 | | |
| | 10 | 水 | | |
| | 11 | 木 | | |
| | 12 | 金 | | |
| | 15 | 月 | | |

※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用ください。

所得税

住民税

申告は3月15日まで

所得税の申告

確定申告を3月15日(月)まで、受け付けています。申告の必要な人は忘れずに申告してください。

市文化センター申告会場
で受け付けています。

■受付時間
午前9時30分～午後4時
(混雑の状況等により早めに受け付けを終了する場合があります)

※市文化センターは午前9時に閉館しますので、それ以前に入館できません。ご注意ください。

■受け付けできる申告
公的年金所得者申告および還付申告(21年分)等

■受け付けできない申告
青色申告、株式譲渡申告、不動産所得申告、事業(農業・営業)所得申告、保険の外交員報酬申告、住宅借入金等特別控除申告(21年分)

住民税の申告

住民税(市民税・府民税)の申告は、市役所1階の市民税課(5番窓口)でも受け付けています。申告の必要な人は、住民税申告書に必要な事項を記入し、受付期間中に申告してください。

※所得税額が新たに発生または増減する場合は、所得税の申告会場に回っていた場合があります。

■住民税の申告が必要な人
平成22年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成21年中に所得(収入)があった人など

【申告に必要な書類等】
住民税の申告書、印かん、源泉徴収票、医療費の領収書、国民年金や生命保険料、地震保険料等の控除証明書、国民健康保険の領収書など

※住民税の申告書は市民税課にあります。また前年に住民税の申告書を出されている場合は、申告書を2月に送付しています。(公的年金収入のみで、平成21年度非課税の人には送付しない場合があります)

■住民税の申告が不要な人
所得税の確定申告を税務

署に提出している人、収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている人、平成21年中に所得がなかった人

※申告が必要のない人でも、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税申告をされた場合、申告しない場合に比べて住民税額が下がる場合があります。また、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は、申告が必要です。

◆問い合わせ 市民税課

入居・新規)、土地・建物の譲渡所得等

※市文化センター会場では受け付けできない所得税の申告は、宇治税務署確定申告会場の「鹿六」4階(☎0774-44-4141)で行ってください。

| 公的年金等の収入金額 | 公的年金等に係る雑所得の金額 |
|--------------------|-------------------|
| 70万円以下 | 0円 |
| 70万円超 130万円未満 | 収入金額-70万円 |
| 130万円以上 410万円未満 | 収入金額×0.75-37万5千円 |
| 410万円以上 770万円未満 | 収入金額×0.85-78万5千円 |
| 770万円以上 | 収入金額×0.95-155万5千円 |
| 120万円以下 | 0円 |
| 120万円超 330万円未満 | 収入金額-120万円 |
| 330万円以上 410万円未満 | 収入金額×0.75-37万5千円 |
| 410万円以上 770万円未満 | 収入金額×0.85-78万5千円 |
| 770万円以上 | 収入金額×0.95-155万5千円 |

※平成21年分の所得税については、65歳未満の人とは昭和20年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の人とは昭和20年1月1日以前に生まれた人になります。

◎ 公的年金等以外の年金に係る雑所得の計算方法

$$\begin{aligned}
 & \text{公的年金等以外の年金の収入金額} \\
 & + \text{剰余金や割戻金} \\
 & - \left[\begin{array}{l} \text{保険料} \\ \text{または} \\ \text{掛金の総額} \end{array} \right] \\
 & \times \frac{\text{公的年金等以外の年金の収入金額}}{\text{年金の支払総額(見込み額)}} = \text{雑所得の金額}
 \end{aligned}$$

① 配偶者控除：48万円(住

除額が多くなっています。

▽公的年金等とは
①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法などの法律の規定に基づき年金②恩給(一時恩給を除く)や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金③確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金など

▽公的年金等以外の年金
生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金など

高年齢者を
扶養している人が
受けられる特例

●配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、70歳以上(平成21年分の所得税については、昭和15年1月1日以前に生まれた人)の場合は、通常より多い控除額が所得金額から差し引かれます。

一定の金額(公的年金等については、65歳未満の場合は108万円、65歳以上の場合は158万円)を超える公的年金等や生命保険契約等に基づく年金を受け取る場合は、所得税が源泉徴収されますが、これらについては年末調整が行われないため、確定申告で1年間の税金を精算することになります。この場合、源泉徴収票の添付が必要となります。

高年齢者の税金

65歳以上の人は、公的年金等の最低控除額が多くなっています。高年齢者を扶養している人は、配偶者控除や扶養控除の額が増額されます。

高年齢者が
受けられる特例

●年金収入は、通常、雑所得となりません。雑所得の金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算するのが原則ですが、公的年金等を受け取った場合は、収入金額から公的年金等控除額

盗難にあったら警察に

所有している軽自動車やバイク等が盗まれたら、すぐに警察に盗難届けを出してください。盗まれたバイク等が事故を起こした場合、所有者であるあなたの責任が問われることも考えられます。最寄りの警察に盗難届けを提出し、市役所で廃車手続きを行ってください。

また譲渡や解体などをした場合も手続きをお願いします。廃車や名義変更の手続きをされないと、軽自動車税が引き続き課税されることとなります。軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡されても、その年度の軽自動車税は全額納めていただきます。

手続き先や手続き方法等は車種等(表)により異なります。ご注意ください。

◆問い合わせ 市民税課

| 車種 | 手続き・問い合わせ先 |
|---|---|
| ●原動機付自転車(総排気量125CC以下) ●農耕作業用自動車(トラクター等) ●小型特殊自動車(フォークリフト等) ●ミニカー | 登録・廃車 印かん・ナンバープレート・標識交付証明書を持参のうえ、手続きをしてください。また代理の人が手続きする場合は委任状が必要です。 ◆問い合わせ 市役所(市民税課) |
| ●二輪の小型自動車(総排気量126CC以上250CC以下) | 登録 ◆問い合わせ 京都運輸支局 ☎050-5540-2061 廃車 ◆問い合わせ 軽自動車協会 ☎075-691-6516 |
| ●二輪の小型自動車(総排気量251CC以上) | 登録・廃車 ◆問い合わせ 京都運輸支局 ☎050-5540-2061 |
| ●三輪の軽自動車・四輪の軽自動車 | 登録・廃車 ◆問い合わせ 軽自動車検査協会 ☎075-671-0928 |